

維持修繕業務委託契約約款

(総則)

第1条 受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の図面及び仕様書並びに府中市（以下「発注者」という。）の指示に従って委託業務を誠実に履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(受注者の通知義務)

第4条 受注者は、この契約の履行につき、業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、あらかじめ、発注者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 受注者に係る事項

- ア 委託業務名及び履行場所
- イ 委託料

(2) 受任者又は下請負人に係る事項

- ア 名称及び所在地
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可年月日及び許可番号
- ウ 再委託料又は下請負代金額
- エ 再委託部分又は下請負部分の業務内容
- オ 主任技術者の名前及び生年月日
- カ 技術者資格

2 現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。

(発注者の調査権)

第5条 発注者は、必要があると認めるときはいつで

も、受注者に対し、委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、二人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任した時にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款の定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が提出する書面については、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人)

第7条 受注者は、委託業務の現場代理人を定めたときは、速やかに書面によりその名前その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 受注者又はその現場代理人は、発注者の指示によるこの契約の履行に関し、委託業務の現場に常駐し、発注者の指示に従い、委託業務の運営管理、委託業務現場の取締りその他委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(主任技術者等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる者を定めたときは、速やかに書面によりその名前その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第4項の工事で同条第3項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）

(2) 専門技術者（建設業法第26条の2の規定に該当する建設工事を受注者自ら施工する場合における当該履行場所における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

（委託業務の変更、中止等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止することができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して委託料の額を変更するものとする。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

（委託期間の延長）

第9条 発注者は、特別の理由により委託期間を延長する必要があるときは、受注者に対し書面をもって委託期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による委託期間の延長の場合について準用する。

（委託期間の短縮等）

第10条 発注者は、特別の理由により委託期間を短縮し、又は委託業務を打ち切る必要があるときは、受注者に対し書面をもって委託期間の短縮又は委託業務の打ち切りを請求することができる。この場合における短縮日数又は打ち切りの日は、発注者と受注者

とが協議して定めるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による委託期間の短縮又は委託業務の打ち切りの場合について準用する。

（損害の負担）

第11条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

（委託業務の完了通知等）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうか確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しした後再び発注者の審査を受けなければならない。この場合において、手直しの完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第13条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、速やかに書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（部分払）

第14条 受注者は、委託業務の完了前に、その出来形部分（発注者が出来形部分として確認したものに限る。以下同じ。）に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第15条 受注者は、発注者の承諾を得て委託料(部分払に係る委託料を含む。以下同じ。)の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第13条又は前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 第7条の2第1号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出るとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来形部分を書面をもって発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該出来形部分に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

4 受注者は、第1項の規定により契約を解除したことにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、同法50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第16条の3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行

為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第16条の4 発注者は、業務が完了するまでの間は、第16条第1項、第16条の2第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定による委託業務の中止し

た期間が、委託期間の2分の1を超えたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、受注者が契約を解除した場合における委託料の支払に関して準用する。

（天災等による履行不能）

第18条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

（秘密の保持）

第19条 受注者は、委託業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第20条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を委託業務完了後5年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があればいつでも前項の書類を提出するものとする。

（賠償金の徴収）

第21条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金又は損害金と、発注者の支払うべき委託料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（疑義の解決）

第22条 この約款に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項で必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。